

令和元年度第3回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

会議名：令和元年度第3回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

日 時：令和2年3月17日（火）午後6時30分～8時30分

場 所：ささゆり園会議室1

出席者：部会員8名、事務局3名

傍聴者：4名

協議内容：下記のとおり

冒頭

- ・配布資料確認
- ・障害福祉室長挨拶

【案件1】前回の振り返りについて

◆資料1について事務局から説明。

【案件2】他自治体の手話言語条例等について

◆資料2、3、4、5について事務局から説明。

（事務局）

各部会員から手話言語条例等の優れた例として大阪府、沖縄県の手話言語条例、国会に提出された手話言語法案を提案いただいた。それぞれの特徴、よい点を各部会員に記入いただき、ホワイトボードにはり、グルーピングをして共有したい。

（意見）

国会に提出されている手話言語法案と、ろうあ連盟の手話言語法案の関係性が知りたい。

（意見）

ろうあ連盟の中で手話言語法案の必要性が議論され、ろうあ連盟が複数の野党の国会議員と議論し、国会に法案が提出されることになった。

（意見）

特徴やよい点の書き出しあは、手話言語条例と手話言語法案の両方ではなく、手話言語条例に関するものに限定したほうが論点がズレないのでないのではないか。

（事務局）

確かに市町村、都道府県、国で求められる内容は違うが、現段階では皆さんの意見を集約し、グルーピングによって内容を整理したい。

(部会員各々で書き出し作業)

(意見)

大阪府：場面ごとに支援策が記載され簡素でわかりやすい。

沖縄県：沿革に歴史が記載されている。

　　ろう者が手話言語等を教えるには予算や講師の養成に検討が必要。

国：国民への啓発について、より具体的なことを書かれている。

(意見)

大阪府：子どもへの講座や事業者のCSRにも言及していて分かりやすい。

　　1、2歳児から「こめっこ」という事業で遊びながら手話を学べる。

　　手話言語について具体的な内容が記載されているので、コミュニケーション条例と一つにまとめる場合わかりにくくなる。

沖縄県：風疹によって難聴の子どもが生まれ、手話が盛んになったという背景や文化も書かれていて、独自性もありわかりやすい。

国：コミュニケーション条例とはっきり分かれた形になっていて良い。

全體：高齢者で手話を使えないかたにも、手話を学ぶ機会が必要である。

(意見)

大阪府：「こめっこ」という事業で3歳までに第1言語として手話を覚える機会が設けられている。

　　教職員への手話講座の実施を記載している。手話による知識習得の機会が増えるため非常に良い。

　　協議会を条例制定後の見直しの場として設置されている。

　　市民に手話を身近に感じてもらうため、手話推進の日を記載している。

　　事業者に対しても手話習得機会の確保を支援している。

　　中途失調者を対象とした講座を開催している。しかし手話は手話を習得している人しか話せないため、職場などの生活の場で手話が使えるよう、事業者などへの支援をより深く行って欲しい。

沖縄県：前文に地域独自の背景が書かれている。箕面市の場合も書くべき。

　　手話は言語であり音声言語とは違うということがはっきり書かれている。

　　手話通訳者の養成まで踏み込んで書かれている。

国：手話言語をコミュニケーションと分けて各々独立しており分かりやすい。

(意見)

大阪府：手話は言語であると認識されていないことに立っているところがよい。

　　乳幼児の手話獲得や、学校の部活動などまで踏み込んでいてよい。

　　聴覚障害者の勤務先への手話習得支援まで書かれていてよい。

沖縄県：前文が特徴的でわかりやすい。

ろう者とろう者でない者の共生や、ろう者による普及啓発まで踏み込んでいる。

協議会や手話推進の日を定めており、施策を進める意思を感じる。

国：手話ユーザーにとって手話は第1言語であるという立脚点がよい。

後天的に聴覚障害になった方についても言及している。

国際交流で他国とのかかわりまでうたっていてよい。

（意見）

大阪府：概要を表にしておりわかりやすい。

手話を第1言語としてで学校で教えられるとよい。

沖縄県：協議会を設置されている。箕面市も同じく協議会を設定してほしい。

（意見）

大阪府：実行性の高い内容である。

「こめっこ」では0歳から生きた手話を習得できる。

沖縄県：前文に地域性がある。汎用的ではないが地域独自の苦難や歴史が理解できる。

協議会の構成が明確で具体性がある。

全て「努めるものとする」と記載されており逃げている印象を受けた。

国：関係者の意見を聞かねばならない、手話を第1言語と明記している、国・自治体の責務を明らかにしている点が評価できる。

（意見）

大阪府：規模も想定している対象も箕面市とは違うという印象受けた。

やることを絞っており、「行うものとする」と断定されている。

沖縄県：前文がすばらしい。

計画策定が特徴的。

手話推進の日を毎月設定している。

協議会の設置も特徴的。

国：規模も想定している対象も箕面市とは違うという印象を受けた。

文化の保存、習得に関する施策、手話の日、調査研究、国際交流にも言及していることが特徴的。

前文がない。

（意見）

沖縄県：手話言語部分がコミュニケーション部分から独立していることで具体的に書きやすさと再認識した。

手話の日が毎月設定されているのはよい。

大阪府：手話が言語であるということの本質を、習得に絞ることで施策として打ち出しやすく、わかりやすい条例になっている。

国：手話は言語であり文化として存在している、ということが書かれている。
第1言語としての手話と日本語習得後の手話を区別しておりわかりやすい。
手話言語とコミュニケーションの2つ作ると互いに影響すると知った。
国会に提出された手話言語法案は、2つ分けたことでシンプルになっている。

(グルーピング作業)

【大阪府】

〈習得〉

- ・場面毎に習得の機会がある
- ・習得に特化している
- ・手話の習得に絞っている
- ・言語としての手話の認識の普及及び習得の・・・略・・・条例を箕面用に作ればよい

〈乳幼児〉

- ・乳幼児期から保護者と共に手話を習得することのできる機会の確保
- ・「乳幼児期から」の記載がある
- ・こめっこ事業を展開するきっかけとなった

〈学校〉

- ・学校において総合的な学習の時間、特別活動、部活動についても書いている
- ・学校による手話の習得の機会の確保への支援

〈事業所〉

- ・事業者への手話の習得の機会を増やすことで社会への手話の理解が深まるので必要
- ・職場においても情報の提供、助言などの支援に触れている

〈具体的〉

- ・子どもへのネットワーク、子どもへの手話口座、CSR活動、はっきり施策がある
- ・具体的な施策
- ・3~5条で実効性のあるものを打ち出している点が良い
- ・実効性のあるものため、実際の施策をうつことができている
- ・施策がはっきりある

〈その他〉

- ・これらのはっきりした施策はコミュ条例に合わない

- ・前文がない
- ・手話が言語でありながら認識されていないことに立脚し、すみ分けている

【沖縄】

〈前文〉

- ・沿革が良い
- ・前文は特徴があり分かりやすいものになっている
- ・ろう者の高齢者は文章が苦手で手話も知らない人がいるから手話を普及させる、ということが前文で分かる
- ・前文に歴史がしっかり書いてある（風疹でろう者の子が増えた歴史も）
- ・前文があることで地域の独自性がよく理解できる
- ・前文に地域性がある。汎用的ではないがこの地域に即したもの

〈協議会〉

- ・推進協議会を置くこと
- ・協議会を置く
- ・8条、条例の見直しにおいて協議会の設置が必要なので8条は不可欠
- ・協議会の構成などが明確でよい
- ・「第8条沖縄県手話施策推進協議会を置く」箕面市も同じく協議会が必要

〈手話推進の日〉

- ・9条手話推進の日は必要不可欠
- ・手話推進の日を定める
- ・手話推進の日を明記している
- ・手話の日の設定（毎月）

〈普及・啓発〉

- ・ろう者等による普及啓発についても書かれている
- ・歴史をふまえて手話の普及。手話通訳が必ず必要と書いてある

〈教師養成〉

- ・6条手話で教える人材の確保は極めて重要
- ・誰が教えるか、教師のスキルアップ
- ・手話を学ぶ機会だけでなく、養成についても記載されている。より踏み込んだ内容ととれる

〈その他〉

- ・10条財政上の措置は必要
- ・計画を作る
- ・ろう者とろう者以外のものが共生することのできる地域社会を実現するという目的
- ・第1条手話が言語であるということがわかりやすく記載されている
- ・手話だけが分かりやすい
- ・努めるものとするが追野は評価できない点

【国】

〈分かりやすい〉

- ・コミュ条例と手話言語条例をわかれていますが分かりやすい
- ・シンプルで分かりやすい（コミュニケーション手段との役割分担）

〈第一言語〉

- ・第一言語と日本語習得後の区別
- ・乳幼児期から第一言語として手話を学ぶために必要な条文
- ・第一言語という書き方がされている
- ・児童への支援をもりこんでいる点特に手話を第一言語としているところ

〈文化・保存・交流〉

- ・11条に手話言語を国際交流に用いること、また促進することを盛り込んでいる
- ・4、5条は手話文化を保存継承していくために必要
- ・手話文化の保存の基本理念、国、地方公共団体の責務を明らかにしている
- ・手話文化の継承、発展
- ・調査研究、国際交流がある

〈手話の日〉

- ・手話の普及のために必要
- ・手話の日を定める
- ・手話の日を設けている、その日を有効に使おうとすること

〈その他〉

- ・各自治体に当事者、関係者の意見を聞かねばならないとしている

- ・音声言語を習得した後の障害にも言及している
- ・前文がない
- ・習得に関する施策の推進が目的
- ・手話で学ぶためには手話で教える教師の配置、養成が必須なので条文として良い
- ・ろう者である教職員の養成、手話の能力を有する教職員の充実に対しても施策を考える
- ・中途失聴者が手話を習得する機会を作るための施策を推進するため必要不可欠
- ・目的として国、自治体の責任を明らかにしている
- ・情報コミュ条例には入れられない基本的施策が含まれている

【案件3】次回の案件について

(事務局)

今後は資料2のとおり、今回の整理点と箕面市の現条例案を比較し、箕面市の条例に必要な点を考えるという流れで進める。

(意見)

沖縄は手話に特化しているが、手話通訳派遣の内容が入っていない。沖縄では意思疎通支援を規定する条例があるのか、コミュ条例があるのかを調べてほしい。

(意見)

現条例案と比較というのは何をどのように比較するのか。

(事務局)

今あげていただいたご意見と箕面市の条例案を比較し、何があって何がないか、何を反映すべきかなどを議論したい。

(意見)

国、都道府県、市町村で目的も内容も変わる。一概に比較はできないが参考にするという理解でよいか。

(事務局)

その理解でよい。

今回の手順は特徴を把握することである。ホワイトボードの内容も議事録として残す。

(意見)

前回の10月から今は3月。このペースだといつ条例ができるのか。年間計画はあるのか。

(事務局)

条例部会は年に2~3回程度の開催を予定している。

(意見)

事務局で論点を整理し、ここが対応している、ここは抜けているなど、対象関係を資

料として整理してもらい、練った形で出していただきたい。手話の部分だけで比較するのか、コミュニケーション手段も含めて比較するのか。資料で整理した上で議論していきたい。

以上